

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	高輪地区救急情報の活用支援事業	開始年度	平成 20 年度
所 属	高輪地区総合支所区民課保健福祉係	種別	—
所管課長	高輪地区総合支所区民課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	④ 安心して住み続けられる住まいの確保・支援		

事業概要

事業の目的	高齢者、障害者等の救急時（119番出動）に、迅速な救命措置等に役立てるため、緊急連絡先、かかりつけ医療機関等の救急情報を収める容器（救急医療情報キット）を配布することで、高齢者、障害者等の安全・安心の確保を図ることを目的としています。
事業の対象	<p>区内に住所を有する人で、次のいずれかの要件に該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者 ②障害者 ③健康上、不安を抱えている人
事業の概要	<p>本事業は、東京消防庁と連携し、高齢者、障害者等が救急時（119番出動）に、本人等が病状等を説明できない場合、救急隊が、救急医療情報キット内の情報をもとに、かかりつけ医や搬送先医療機関などと連絡・連携し、迅速な救命措置等に役立てることで、万一の救急時に備えるものです。</p> <p>＜利用方法＞ 救急隊が救急医療情報キットを発見しやすいよう、玄関ドアの内側及び冷蔵庫外側の右上に専用のステッカーを貼り、本キットの中に救急時に必要なかかりつけ医、服薬内容、持病、緊急連絡先等の情報を記載した用紙のほか、本人写真、診察券（写）、健康保険証（写）、薬剤情報提供書（写）等を入れ、自宅の冷蔵庫に保管していただきます。</p> <p>＜利用者負担＞ 無料</p> <p>＜配布場所＞ 各総合支所区民課保健福祉係、各いきいきプラザ、各高齢者相談センター、芝の家</p>
根拠法令等	港区救急医療情報キット配布実施要綱

事業の成果

指標	指標 1	累積配布数			指標 2	新規配布数			指標 3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
平成28年度	2,769	2,684	96.9%	平成28年度	250	165	66.0%	平成28年度				
平成29年度	2,884	2,851	98.9%	平成29年度	200	167	83.5%	平成29年度				
平成30年度	3,051	—	—	平成30年度	200	—	—	平成30年度		—	—	—

事業費の状況(単位：千円)

事務事業を取り巻く状況等			
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	平成29年度に、支所窓口に来庁した高齢者に対して個別に本事業を案内することで、申請件数の増加を図ることができたため、引き続き配布実績向上のため窓口等での周知に努めます。		
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	地域とのつながりが希薄化し、また、高齢化が進行する中、万一の救急時に備えるための本事業は、区民や家族の安心確保の一助となり、ひとり暮らし高齢者や障害者世帯を中心に今後も高い需要が見込まれます。		
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区内においても千代田区、足立区等で同様の事業を実施しています。また、本事業を開始して今年度で10年目を迎えますが、事業内容の問い合わせや高齢者向け雑誌で紹介されるなど、他自治体や報道機関から引き続き関心が寄せられています。		
コスト削減の工夫・余地	東京都の補助制度（高齢社会対策区市町村包括補助事業）を活用することにより、収入確保に努めています。		
委託の有無	なし	なし 一部委託 全部委託	
委託の内容	—		
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	事業単独の委託余地なし		
事業の課題	平成30年1月1日現在、高輪地区内における住民基本台帳上のひとり暮らし高齢者は4,522人で、このうち民生・児童委員等が実態調査で確認した数は2,167人に達しています。今後も引き続き、民生・児童委員、高齢者相談センター、ふれあい相談員等と連携しながら本事業の必要性を理解いただき、配布の促進及び医療情報の確実な更新に努めていく必要があります。		
次年度へ向けた事務の改善点	引き続き、窓口での案内をはじめ様々な機会を捉えて本事業の周知に努め、配布実績の向上を図ります。		

一次評価（所管課による自己評価）

項目	評価※	評価の理由・コメント
①事業継続の必要性	5	救急時におけるひとり暮らし高齢者や障害者世帯を中心とした区民の安全・安心の確保の観点から、今後も本事業を継続していく必要があります。
②事業の効果性	4	救急医療情報キット内に保管されている情報は、万一の救急時に迅速かつ適切な救命活動を行うための有効な手段です。本事業の一層の普及を図ることにより、区民の安全・安心の確保に関する効果が高まります。
③事業の効率性	4	ふれあい相談員の訪問時の勧奨による利用拡大や、所持者に対して年1回情報更新案内を個別に郵送するなど、効率的、効果的な手法となるよう取り組んでいます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)					
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	地域とのつながりが希薄化し、また、高齢化が進行する中、本事業は、一刻を争う救命活動に必要な医療情報を確実に提供することを可能にしたシステムであり、今後も継続して実施していくことが妥当と考えます。				
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載					
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載					

No	88	平成30年度 港区事務事業評価シート
評価対象		
事務事業名	高輪地区高齢者世帯民間住宅あっせん	開始年度 平成 4 年度
所属	高輪地区総合支所区民課保健福祉係	種別 一
所管課長	高輪地区総合支所区民課長	
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する	
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する	
施策名	④ 安心して住み続けられる住まいの確保・支援	

事業概要	
事業の目的	住宅に困窮する高齢者世帯に、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等の協力を得て、民間賃貸住宅のあっせんをすることにより、高齢者等の良好な居住環境の確保を図ります。
事業の対象	区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の人を含む60歳以上の人で構成される世帯で、次の要件を備えている世帯 ①独立して日常生活を営むことができること ②立ち退きを求められている（その理由が自己の責めによる場合を除く。）、又は保安上危険若しくは保健衛生上劣悪な住居に居住していること
事業の概要	住宅に困窮する高齢者世帯に、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等の協力を得て、民間賃貸住宅のあっせんをします。あっせんが成立した場合には、入居費用の一部を助成します（所得制限あり）。 また、保健福祉支援部高齢者支援課において、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部に対して、協定に基づき、年間の事務経費として毎年10万円を支出しています。 <助成内容> 次の①及び②を合算した額（限度額あり） ①礼金相当分（家賃月額の2倍以内で実際に要した額） ②仲介手数料相当分（家賃月額以内で実際に要した額）
根拠法令等	港区高齢者等民間賃貸住宅あっせん事業実施要綱

事務事業を取り巻く状況等		
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	高齢、障害、子ども、総合支所といった関係課で事業の内容について検討する機会を設けました。その内容を踏まえて、平成29年12月から、住宅に関する相談についての調査を、相談窓口である各総合支所、高齢者相談センターおよび当事業の協力不動産店で実施し、平成30年3月末時点での結果を集計しました。	
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	高齢者が民間賃貸住宅の賃貸契約を結ぼうとしたとき、年齢や単身世帯であることを理由に契約を拒否される事例が少なくありません。この状況を改善するため、民間賃貸物件の大家や不動産店の理解と協力を得るための制度改善が求められています。	
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区全てで、住宅に困窮している高齢者への住宅の提供、あっせん等の事業を実施しています。	
コスト削減の工夫・余地	不動産関係業者との連携を図るため、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部の協力が必要不可欠であり、事務費は必要不可欠です。また、事業周知用ポスターは、コスト削減のため隔年での制作としています。	
委託の有無	なし	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	申請者の希望に合った物件の情報提供を行う相談協力店の指定等（協定）	
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—	
事業の課題	本事業は、事業開始時（平成4年）の時代背景から、地上げによる立ち退き等不本意な転居を余儀なくされる場合の補助の意味合いが強く、高齢者に対する賃貸契約拒否や、所得低下による住み替え希望等、現在の高齢者の住宅に関する課題に対応できる事業とはなっていません。今日的な課題に対応するためには賃貸物件を所有している大家に対し、高齢者と賃貸契約を結ぶことで感じるリスクを軽減する工夫を行う等、現実的な事業となるように事業の再構築が必要です。	
次年度へ向けた事務の改善点	平成29年12月から、各総合支所、高齢者相談センターおよび当事業の協力不動産店で住宅に関する相談内容を記録し、集計することで、どのような傾向があるか調査しました。その結果、収入減等の理由で今より賃料の安い物件への転居を希望する相談件数が全体の約1/3を占め、家族や仕事の都合で転居せざるを得ないケースも少なくないことがわかりました。平成30年度はその結果をもとに、区民がより活用しやすい事業となるよう、対象要件の見直しや債務保証制度を利用しやすくする仕組み等について検討しています。	

一次評価（所管課による自己評価）

項目	評価※	評価の理由・コメント
①事業継続の必要性	3	住宅に関する事業として、相談は継続的にあります。しかし、立ち退きを求められている高齢者など本事業に該当する内容は減少しています。
②事業の効果性	2	住宅に関する相談のきっかけとして本事業は効果的です。しかし、立ち退きを求められている高齢者など本事業に該当する内容は減少しています。
③事業の効率性	3	賃貸住宅を探している高齢者にとって、ワンストップで複数の不動産店に希望の物件があるか確認できることは効率的だと言えます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input type="radio"/> 継続	<input checked="" type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	現在の事業内容では、立ち退きを求められていることが要件となっている等、対象が限られているため、ほとんどの相談者が対象にならない実状があります。しかし、総合支所等では住宅に関する相談は少なくないため、より広く区民が活用しやすい事業にすべきだと考えています。				
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	事業の効果性をさらに上げるため、時代背景にあった区民のニーズを十分に調査しながら、対象要件の見直しや債務保証制度を利用しやすくする仕組みとなるよう、新たな事業として構築します。				
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載					
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載					